令和7年度　教育支援(就学相談)事前説明会に係るＱ&Ａ

※教育支援（就学相談）事前説明会【動画配信】の視聴や教育支援（就学相談）事前説明会資料では不十分であると思われる内容について、Q&A 方式で回答をしています。
※動画のご視聴や Q&A をご覧いただいた上で、ご質問がございましたら、学校教育課特別支援教育係（918－5055）にご連絡ください。
※兵庫県立総合教育センターＨＰの「小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック」、明石市教育委員会ＨＰの「明石市特別支援教育ハンドブック」（三訂版）等も合わせてご覧ください。

Ｑ１：Ⓐ就学相談「本申込」、または、Ⓑサポートノートによる引継ぎを希望する場合、どのように申込めばよいか。

Ａ１：まずは、就学相談について、在籍校園所より説明を受け、在籍校園所とご相談ください。その上で、Ⓐ就学相談「本申込」、または、Ⓑサポートノートによる引継ぎに係る必要書類を在籍校園所から、お受けとりください。（必要書類につきましては、明石市教育委員会ＨＰにも掲載しております。）必要書類をご記入後、在籍校園所を通じて、明石市教育委員会に提出いただきます。保護者の皆様は、７月末までに在籍校園所へ必要書類を提出してください。在籍校園所から明石市教育委員会への最終締切は、令和７年８月４日です。

Ｑ２：Ⓐ就学相談「本申込」をする場合、医師の診断結果や発達検査結果などの資料は必要なのか。

Ａ２：小学校・中学校の通常学級に在籍する児童生徒の中で、次年度より特別支援学級への措置変更を検討している場合については、医療機関の診断結果や発達検査結果等を必須条件とします。ただし、就学前のお子様については必須条件ではありませんが、お子様の実態を客観的な資料により正確に把握したほうが、より適切な指導を実施することにつながりますので、その点ご理解願います。

Ｑ３：就学相談会はどんな内容なのか。

Ａ３：就学相談会は令和７年 10 月３日（金）、８日（水）、15 日（水）、17 日（金）、20 日（月）の５日間で開催します。内容は教育委員会からの説明・質疑応答と教育関係者・行政関係者による教育面談です。第一次判定会の結果については、９月 19 日（金）以降に在籍学校園所に送付します。第一次判定の結果、相談会に来ていただいた方がよいと判断した場合は、上記５日間の内１日を設定させていただきますので、ご予定をお願いいたします。指定された日程では都合が悪い場合は、対応可能です。（各相談日 13：30 分より明石市立勤労福祉会館２Ｆで実施します。開始時間は混雑を避けるため、一人ひとり設定させていただきます。就学相談にかかる時間は、一人ひとり違いますがおおよそ１時間程度を予定しておいてください。）

Ｑ４：10 月開催の就学相談会には「本申込」をした全員が出席することになるのか。

Ａ４：就学相談の「本申込」をされた全員に対して、10 月開催の就学相談会を実施するわけではありません。書類審査の中で、検査資料等がない場合や保護者の考えやお子様の発達等を具体的に確認する必要があると判断された場合は、10 月開催の就学相談会に出席していただきます。10 月の就学相談会後の教育支援委員会において、第二次判定会を行います。最終判定結果が居住区域の学校長に連絡されたのち、学校長より保護者へ面談日時調整の連絡が入ります。面談の中で、最終判定結果を通知されます。

Ｑ５：医療的ケアが必要と思われる場合、どのような手続きをとればよいか。

Ａ５：まずは、在籍園所にご相談ください。その上で、Ⓐ就学相談「本申込」、または、Ⓑサポートノートによる引継ぎ、のどちらかの必要書類をご記入後、在籍園所を通じて、明石市教育委員会に提出いただきます。必要書類に「様式５：医療的ケアに関する調査」を添えてご提出ください。その後、お子様が在籍する園所等に訪問させていただき、お子様の状態や医療的ケアの実施場面を確認させていただいた上で、個別に対応させていただきます。

Ｑ６：給食の二次調理はしてもらえるのか。

Ａ６：市内小・中学校（特別支援学級を含む）の給食室においては、二次調理（出来上がった給食に調理器具でさらに手を加え、細かく刻んだり、柔らかくしたりすること）は原則行うことができないことをお知りおきください。

Ｑ７：校区の小学校の通常学級や特別支援学級の見学をしたいが、どのようにすればよいのか。

Ａ７：校区の学校を見学される際は、在籍園所を通じて校区の小学校に連絡をしていただいた上で、見学の日時や方法等について小学校側と相談願います。

Ｑ８：県立の特別支援学校の見学をしたいが、どのようにすればよいのか。

Ａ８：県立の特別支援学校を見学される場合、各学校のオープンスクール開催時にご見学ください。それ以外の日時で見学を希望される場合は、在籍園所を通じて明石市教育委員会から県立の特別支援学校へ連絡をいたします。

Ｑ９：播磨東地域県立特別支援学校の通学区域の再編について、どの校区が対象なのか、いつから変更になるのか教えてほしい。

Ａ９：現行、明石市在住のお子様は、県立いなみ野特別支援学校が通学区域ですが、播磨東地域の児童生徒数の増加が続いており、今後も引き続き増加が見込まれますので、狭隘化解消のため新設校を含めた３校の整備をすることになりました。３校それぞれが適切な教育環境となるよう施設規模等に応じた通学区域の再編をすると、播磨東教育事務所長から次のような通知がございました。

通学区域現行	**いなみ野特別支援学校**（明石市全域）
通学区域変更後	**いなみ野特別支援学校**（朝霧中、大蔵中、錦城中、衣川中、野々池中、望海中、高丘中、大久保北中、大久保中、魚住東中、魚住中学校区のうち清水小学校区） **東はりま特別支援学校**（江井島中、二見中、魚住中学校区のうち錦浦小学校区）
高等部は令和８年度より、小中学部は令和９年度より適用開始	

Q10：高丘小中一貫校への入学を検討しています。高丘小中一貫校の特別支援学級へ入級することはできるのか。

Ａ10：高丘小中一貫校の特別支援学級入級は可能です。障害の有無に関わらず徒歩または公共交通機関をご利用いただき、お子様自身で登校していただくことになります。通常学級は高丘小中一貫教育校独自の小学１年から中学３年まで「30 人程度学級」となりますが、特別支援学級の１学級あたりの人数等については、市内の公立小学校と同じ基準になります。

Q11:就学に向け、今から身につけさせておくべきことがあれば知りたい。

A11:通常学級への就学をご希望される場合、就学前には次の３つの力を身につけておくことが必要であると考えます。

① 「生活する力」 （あいさつ、食事、手洗い、片付け、排泄の自立などの基本的な生活習慣）

② 「人と関わる力」（自分の気持ちや考えを言葉で伝える、相手の気持ちや考えを受け止める等）

③ 「学ぶ力」（一定時間、姿勢を保持できる、文字や数に対する興味関心、自然や社会、言葉や表現に対する心情・意欲・態度等）

Q12:子どもにとってよりよい就学先を選ぶためにはどのようなところを判断の基準として考えていくのか。

A12:お子様の状態像は様々で一概には言えませんが、現時点で、お子様が一番力を発揮できやすいと思われる学びの場所を選択することが大切です。通常学級は子ども同士が互いに支え合いそれぞれの力を発揮できる良さがあります。一方、特別支援学級は教師が子ども一人ひとりに時間をかけて関わり支援できる良さがあります。通常学級における判断基準は、「１人の教師の指示によって大集団の中での学習や学校生活について概ね安定して取り組むことができる」になります。子ども一人ひとりの個人の能力もさることながら、相互に切磋琢磨した関係性に期待できる段階にいるお子様は通常学級、まだ大人との関係性を重視すべき段階にいるお子様は特別支援学級や特別支援学校が適切ではないかと考えます。ただそれは現時点での判断であって、学びの場所は固定されたものではありません。「個別の教育支援計画」等で、お子様の自立の姿を長期的な視点に立ち設定し、関係機関と目標を共有しながら支援を継続することが重要です。お子様の成長や取り巻く環境は年々変化していきます。「常に修正検討をしていく選択」が必要であり、保護者の方だけが検討をするのではなく、教師やその他関係機関と一緒になって検討できる体制を構築しておく必要があると考えます。

Q13:通常学級では、どの程度、個に応じた対応が可能なのか。

A13:基本的に通常学級においては大集団を教師１人が対応しますので、その環境の中で当該学年の学習や生活に、概ね安定して取り組めるお子様が通常学級の対象となります。集団の中で個別に声をかけたり、個別に課題を設定したりすることは可能です。通常学級での支援を行う特別支援教育指導員も各学校に配置しておりますが、学校に1～4名程度の配置であるため、１週間の中でも限られた時間しか支援できません。お子さまの気持ちを一番に考え、学校生活を送る上で、どのような活動場面でどのような支援が必要になるのかについて、園での生活も参考にしながら学校側と相談願います。

通常学級における個別的な配慮については、保護者の方が担任と話をされる際に、「〇〇はこういう特徴があり、こういう条件だとこうなります。」という伝え方で担任と相談願います。「〇〇をしてください。」と担任に要求するよりも、ご家庭で日々工夫されている「支援の手立て」を担任と共有し、担任と連携をしていくことが大切になります。また「個別の指導計画」等を活用し、その指導目標や手立て等を次の学年にも引き継いでいくことが重要になりますので、担任や特別支援教育コーディネーター等とご相談願います。

※一斉指導における配慮については、明石市教育委員会ＨＰ特別支援教育内にある「明石市特別支援教育ハンドブック」Ｖ　支援のヒントをご覧ください。

Q14:通常学級希望だが、移動をすることに困難がある場合、介助をしてくれる方がいるのか。

A14:まず、お子様が通常学級において当該学年の学習や生活に、概ね安定して取り組めるかどうかを検討する必要があります。通常学級での学習や生活に安定して取り組め、かつ教室移動等、学校生活において安全確保をする必要があると教育委員会が判断をした場合、環境整備、支援体制の整備、人的配置について検討します。

Q15:年度途中に通常学級から特別支援学級、または、特別支援学級から通常学級に移動することは可能か。

A15:年度途中の措置変更は、お子様にとって大きな環境の変化になるので、原則、認めていません。次年度の適切な学びの場に緩やかに適応できるようにしていくことが重要であると考えます。

Q16:通常学級と特別支援学級の２つに入れるのか。

A16:通常学級と特別支援学級の２つの学級に在籍することができません。

Q17:特別支援学級ではどのように授業を進めていくのか。

A17:特別支援学級は、教育課程編成の際にお子様の実態や保護者の願いに基づき、目標やねらいを設定し、学習内容を考えていきます。この点が通常学級と大きく異なるところです。特別支援学級では、お子さまの可能性を最大限に伸ばし、個々に応じた自立の姿に成長できるように、教科等の学習や自立活動を取り入れた教育を行っていきます。同じクラスに在籍するお子さまとの関係性も重視しながら、個々に教育課程を編成し、授業を進めていきます。

Q18:特別支援学級に在籍していても、通常学級の友達と関わる時間はあるのか。また一緒に受けられる授業は受けてもよいか。

A18:特別支援学級に在籍されており、該当学年と同じ教科内容を履修することができるのであれば、同じ内容を学習することができます。ただし、特別支援学級に在籍する場合は、在籍している児童生徒の特性に応じた学習（自立活動等）も特別支援学級において行うことが必須になります。特性に応じた学習を特別支援学級において原則、全授業時数の半分以上は受けることが必要である（令和４年４月　文科省通知）ため、全授業時数の半分以上、交流学級に行くことはできません。

　通常学級で共に友達と学ぶ方がより教育的効果が見込める場合は交流学級で学ぶことはできますし、給食や掃除などの時間を一緒に過ごすこともできます。しかし上記の下線にあるような原則がありますので、その点はご留意ください。どの授業を交流に行くのかも、担任とよく相談をしていただき決定をしていくことになります。交流及び共同学習の目標及び手立て等をしっかりと設定して実施していくことが重要です。

Q19:特別支援学級か特別支援学校、どちらに就学するのがよいか。

A19:教育支援委員会の判定は、別紙資料「就学の基準」に則り判定をします。学校生活を送る上で、常時、大人の支援が必要であるなら、特別支援学校への就学が望ましいと考えます。特別支援学級は最大８人の在籍者で１人の担任となり、また、毎年、在籍者数や支援員（介助員）の数も変わり、その上、専門性の高い支援者が配属されるとは限りません。特別支援学校においては、より少人数な学級編成の中で、より丁寧にお子様に関わることができます。それぞれ学びの場の長所、短所を見比べながら、お子様の成長・発達にとってどの学びの場がよいのかについて、教育支援委員会の教育措置判定（進学先校校長より保護者に周知）を踏まえ学校・在籍園と協議願います。